

サーキットアドバイザー規定

平成 16 年 9 月 1 日制定

第 1 条 目的

MFJ 公認・承認ロードレース競技会の参加者に対し、「サーキットアドバイザー」として、安全指導・マナー向上の啓蒙を行い、もってモーターサイクルスポーツの普及を図る。

第 2 条 サーキットアドバイザーの役務

MFJ 公認・承認ロードレース競技会の前日に行なわれるスポーツ走行時に、「サーキットアドバイザー」が選任され、「サーキットアドバイザー」として、以下の役務をおこなう。

1. 特定の走行者に限定せず、公平にサーキット走行者の走行状態を把握する。
2. 黒旗の使用を含み、必要に応じて、事故防止のための指導・技量向上につながるアドバイスを行なう。
3. 走行者の同伴者やスタッフのマナーアップ指導・アドバイスも積極的に行なう。

第 3 条 サーキットアドバイザーの権限

1. アドバイザーは、MFJ ライセンスの資格停止、剥奪、昇格、降格に関して各加盟団体ロードレース委員長に上申することができる。
2. サーキットライセンスに関する資格停止、剥奪に関して施設に具申することができる。
3. 安全上、指導のため、黒旗提示を指示することが認められる。

第 4 条 サーキットアドバイザーの義務

1. サーキットアドバイザーの役務にあたる際は、インストラクターベスト・キャップを着用のこと
2. 実施報告書の提出

第 5 条 サーキットアドバイザーの日当について

1. サーキットアドバイザーの日当は、1 日あたり 15,000 円とする。
2. 交通費および宿泊
交通費および宿泊（宿泊が発生する場合）は、主催者が負担しなければならない。

以上